

離島供給に係る燃料費調整制度における  
離島基準調整単価届出書

沖電送電ネ発第 19 号

令和元年 8 月 21 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役  
社長 本永 浩之

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 32 条第 4 項の規定により、別紙のとおり離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価を定めたので届け出ます。

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価  
[第32条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに離島基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	離島基準調整単価 円
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0.090
20Wまで	〃	0.179
40Wまで	〃	0.359
60Wまで	〃	0.538
100Wまで	〃	0.898
100W超過100Wまでごとに	〃	0.898
小型機器		
50VAまで	1 機器	0.268
100VAまで	〃	0.536
100VA超過100VAまでごとに	〃	0.536
-----		
電灯臨時定額接続送電サービス		
50VAまで1日につき	1 契約	0.008
100VAまで1日につき	〃	0.014
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	〃	0.014
1kVAまで1日につき	〃	0.144
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	〃	0.144
-----		
動力臨時接続送電サービス 1日につき	1 kW	0.152
従量制供給の場合	1 kWh	0.023

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価  
[第32条第4項関係]

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から接続供給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における離島基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	離島基準調整単価 円
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0.089
20Wまで	〃	0.176
40Wまで	〃	0.352
60Wまで	〃	0.528
100Wまで	〃	0.881
100W超過100Wまでごとに	〃	0.881
小型機器		
50VAまで	1 機器	0.264
100VAまで	〃	0.526
100VA超過100VAまでごとに	〃	0.526
-----		
電灯臨時定額接続送電サービス		
50VAまで1日につき	1 契約	0.008
100VAまで1日につき	〃	0.014
100VA超過500VA まで100VAまでごとに1日につき	〃	0.014
1kVAまで1日につき	〃	0.141
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに1日につき	〃	0.141
-----		
動力臨時接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0.149
-----		
従量制供給の場合	1 kWh	0.023